

## 《別表》遵守すべき空港内車両運転規則 ※空港運用業務指針に基づき作成

見出し	車両運転規則	備考	自動運転による適応状況(該当する項目を○で囲んで下さい) ※「対応可」「一部対応可」とした項目については、 確認できる資料を提出すること			
1	事前点検	使用の都度整備が完全であるかどうかを確かめること。				
2	積載制限	車両の乗車定員及び規定積載量を超過して乗車又は積載しないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
3	高さ制限	固定搭乗橋の下等を走行する場合は、高さ制限値を確認すること。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
4	一旦停止	滑走路の延長上にある場周道路等の一旦停止線が施してある箇所では、必ず一旦停止し、航空機が航行していないことを確認すること。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
5	進路変更	正面又はこれに近い角度で接近する車両相互間にあつては、速度を落とし、互いに進路を左に変えること。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
6	緊急車両優先	緊急車両の走行を妨げるおそれのある場合は、一旦停止して進路を緊急車両に譲ること。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
7	駐車	制限区域内においては、空港管理者が指定する場所以外に、駐車しないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
8	照明機器等の使用	航行中の航空機に対し前照灯をハイビームで正射しないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
9	制限速度	制限区域内における車両の最大速度は、次のとおりとし、これを厳守すること ※ただし、緊急車両等空港の管理運用上、当該制限速度を超過して走行することがやむを得ない車両についてはこの限りではない。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		a 30km/h	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		b 航空機の周辺30m以内では、15km/h	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		c 航空機に向かって走行する場合、5m以内に接近したときは、毎時10キロメートル未満で直ちに止まれる速度	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		d カート類その他をけん引するときは、15km/h	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		e 航空機をけん引するときは10km/h	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		※ 航空機走行区域等においてトーバーレス航空機けん引車により航空機をけん引する場合にあつて、前方を十分に監視し、動力装置を制御すること又は制動装置を軽度を使用することにより、速やかに且つ安全に停止できる場合は30km/h	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
f 場周道路を走行する場合は、40km/h	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明		
10	カート類	車両のけん引するカートの台数は6台を超えないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
11	車両操作	a 航空機の始動のために必要な車両を除き、エンジン始動中、及び始動直前の航空機の前面又は後方で車両の操作を行わないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		b 航空機の地上作業のためやむを得ないものを除き、航空機の下部で車両の操作を行わないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
12	航空機優先	a 地上移動中の航空機の進路を妨げないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		b 上記aにかかわらず、航空機が前方又は後方等から現われ、かつ、航空機の航行を妨げるおそれのある場合には、通路を外し停止し、進路を譲ること。この際、急激な運転操作をしないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
13	後退	航空機に向かっての後退は、車両外に人を配し、適切な距離を保って誘導する場合のほか、行わないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
14	後方等通過	航空機のジェットプラスト等には十分に注意し、原則として地上走行中の航空機の後方100m以内(ヘリコプターについては、下降流等による危険が伴う区域)を走行しないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
15	停車	地上作業のため、航空機の間近で停車する場合は、エンジンを停止し(その作業にエンジン動力を必要とするものを除く。)、完全にパーキングブレーキをかけ必要に応じ車輪止めを施す等、車両が移動しないための万全の措置を講ずること。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
16	旅客の安全確保	a 旅客の輸送に従事する車両は、すべて航空機の横又は後方で、かつ、適切な距離を保って停止して、旅客の乗降を行うこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
		b 通行中の旅客の導線を横切らないこと。	対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明

見出し	車両運転規則	備考	自動運転による適応状況(該当する項目を○で囲んで下さい) ※「対応可」「一部対応可」とした項目については、 確認できる資料を提出すること			
17 航空機走行区域等の通行	航空機走行区域等への進入は、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、管制機関等の許可を受けて行い、同区域内では常時当該管制機関等と通信を維持し、その指示に従うこと。ただし、常時管制機関等と通信を維持する手段を有しない空港にあっては、担当管制機関等と連絡方法等についてあらかじめ調整しておくこと。 また、滑走路への進入について、管制機関等からの許可を受けているにもかかわらず、航空機接近警告灯又は可変表示型誘導案内灯が点灯している場合は、滑走路への進入を中止し、管制機関等に指示の内容を確認すること。管制機関等からの許可を受けて滑走路へ進入中に、航空機接近警告灯が点灯した場合は、速やかに滑走路から離脱した後、管制機関等に指示の内容を確認すること。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
18 可視信号	飛行場管制所が行う次の指向信号灯による指示に注意し、これを遵守すること。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	緑色の不動光 → 横断(又は進行)支障なし		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	赤色の不動光 → 停止(又は待機)せよ		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	赤色の閃光 → 滑走路又は誘導路の外へ出よ		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	白色の閃光 → 空港の出発点に帰れ		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	緑色と赤色の交互閃光 → 注意せよ		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
19 緊急連絡	航空機走行区域等において、車両がかく座等したときは、速やかに管制機関等及び空港管理者に連絡すること。また、その他の区域においては、空港管理者に連絡すること。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
20 自動運転車両にかかる遵守事項等	a 第2章4.(5)の規定により設定した自動運転により走行する条件を満たさない場合は、自動運転により車両を走行させないこと。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	b 3章3.(3)の規定による車両運転許可証の交付を受け、かつ、事業者による自動運転の状態の監視及び手動による危険回避等の操作に係る訓練を修了し、当該事業者の責任者から運転することが認められている者(以下「自動運転車両運転者」という。)を乗車させること。 ※レベル3運行を行う場合にのみ適用。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	c 自動運転車両運転者は、自動運転により車両を走行させる場合にあっては、常時自動運転の状態を監視するとともに、必要な場合は手動による危険回避等の操作を行うこと。※レベル3運行を行う場合にのみ適用。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
21 夜間における車両運転	夜間において走行する場合には、前照灯等の灯火を点灯すること。この場合、前照灯のビームは常に下向きにして走行しなければならない。		対応可	/	対応不可	不明
22 低視程時における車両運転	(1)制限区域への車両の立入りを必要最小限とすること。		対応可	/	対応不可	不明
	(2)通常時よりも減速して走行すること。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	(3)車両運転中における外部監視を強化すること。		対応可	/	対応不可	不明
	(4)航空機走行区域等へ立ち入る場合は航空機の動向に特に注意し、管制機関等と常に連絡を保ち、作業時間、場所及び車両の走行経路について通報すること。		対応可	一部対応可	対応不可	不明
	(5)日中帯にあっては、必要に応じて前照灯を点灯すること。なお、点灯は下向きに行うこと。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	(6)視界を常時良好に保つため、車両の窓の汚れを除去すること。※レベル3運行を行う場合にのみ適用。		対応可	対応不可 (手動対応は可)	対応不可 (手動対応も不可)	不明
	(7)必要に応じ、空港の制限区域図を携帯し、現在地を常に把握するように努めること。※レベル3運行を行う場合にのみ適用。		対応可	一部対応可	対応不可	不明
23 その他規制	上記にかかわらず、空港管理者が必要と認めた場合は、所要の規制を行うこと。		対応可	一部対応可	対応不可	不明

※青のハイライトはトーイングトラクターのみ、赤のハイライトはバスタイプのみに適用。